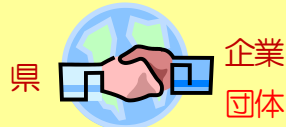


# 県管理道路の道路照明灯のスポンサーを募集します。

適切な道路環境を保全するとともに、安全で円滑な道路交通環境づくりを推進するため、**道路照明灯の資材提供に協力していただける企業及び団体等**（以下「スポンサー」という。）を募集します。

## 県と県民の協働（パートナーシップ）



事業の概要	県が必要とする道路照明灯の新設や更新にあたり、道路照明灯の材料費に要する経費をスポンサー（企業、各種団体等）に負担していただき、県はスポンサーから提供を受けた道路照明灯を設置します。
対象となる道路照明灯	県が必要とする道路照明灯で、令和5年度は、別添一覧表の道路照明灯を対象として募集します。
スポンサーの条件	<p>事業の趣旨に賛同する企業等を対象とします。</p> <p>①法人又は団体であること</p> <p>②次に掲げる企業等でないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）の規定に該当する営業に関わるもの又はこれに類するもの</li> <li>イ 消費者金融・高利貸しに関わるもの</li> <li>ウ たばこに係るもの</li> <li>エ ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係るもの</li> <li>オ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの</li> <li>カ 民事再生法又は会社更生法による再生又は県の指名停止措置要領に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けているもの</li> <li>キ 代表者又は役員に暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由が認められる者が含まれるもの</li> <li>ク その他、県が適当でないとして認められるもの</li> </ul> <p>③本県内に事業所を有するなど、本県との関わりが認められる企業等であること</p>
スポンサーの役割	スポンサーは、道路照明灯を購入し県に提供していただきます。購入いただく道路照明灯は、県が定める性能、構造、材質等を満たすものとし、スポンサーが負担する道路照明灯の材料費は、道路照明灯1基あたり280千円程度と試算していますが、設置場所等により変動することがあります。
スポンサー期間	スポンサー事業に協力いただいた旨の「表示板」を道路照明灯に掲示します。「表示板」の設置期間は、10年間とします。
応募期間	随時受け付け（なお、詳細は下記の問い合わせ先へご確認ください。）

## 【お問い合わせ先】

制度の詳細内容及びお申し込み手続き等については、次の問い合わせ先にお問い合わせください。

申込み箇所	お問い合わせ先	申込み箇所	お問い合わせ先
四国中央市	四国中央土木事務所 用地管理課・建設課 0896-24-4455	大洲市、内子町	大洲土木事務所 事業管理課・道路課 0893-24-5121
新居浜市、西条市	東予地方局建設部 管理課・道路課 0897-56-1300	八幡浜市、伊方町	八幡浜土木事務所 管理課・道路課 0894-22-4111
今治市、上島町	今治土木事務所 管理課・道路課 0898-23-2500	西予市	西予土木事務所 事業管理課・道路課 0894-62-1331
松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町	中予地方局建設部 管理課・道路第一、二課 089-941-1111	宇和島市、鬼北町、松野町	南予地方局建設部 管理課・道路課 0895-22-5211
久万高原町	久万高原土木事務所 用地管理課・道路課 0892-21-1210	愛南町	愛南土木事務所 用地管理課・建設課 0895-72-1145

# 事業の事務フロー

